

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 とびうお船びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 2隻
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 いすみ市太東埼灯台中心点54度（真方位による。以下同じ。）の線から鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南73号）200度50分の線に至る海域
- (6) 漁業時期 6月1日から10月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月15日から5月14日まで